

平成30年

10月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）10月12日（金） 14：30 ～14：47	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 6 小林 修 7 久保 安治 8 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文 [欠席委員] 計（2名） 5 高橋 一隆 7 横田 武 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可承認について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年10月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず会議に入る前に、事務局から出席者の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、高橋委員、7番、横田委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会 長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は、9番、福本敏行委員さん、10番、飯阪保委員さん、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>
会 長	<p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>10月委員会議事日程、議案第1号から第4号、報告第1号から第3号にしたがって</p>

御審議を賜ります。どうかよろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、善正町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、善正町で、地目は、畑1筆、面積は、1,063平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保安全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.4キロメートル、徒歩及び軽トラックで約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について、周囲農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、保安全管理されている農地であり、譲渡人は、譲り渡すことに同意されており、譲受人はみかん栽培をする予定をしております。申請どおり間違いありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、よろしくお願いいたします。

会長

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ないようでございますので、議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、観音寺町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、観音寺町で、地目は田、面積は395平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、水道管等が埋設

された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、500メートル以内に2以上の公共施設等があるので、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、申請人は、付近商店街から要望を受け、申請地を駐車場に転用するものであります。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は和泉中央線沿いであり、隣接は店舗等が建ち並んでいる。

申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請人に電話にて確認したところ、申請書の内容に間違いはなく許可後速やかに農地を転用し登記地目を変更するとのこと、調査の結果許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

会 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

14番 　　この人は、田1筆でしょう。ほか、持ってないですね、これ。

事務局 　　すみません、今回、この土地に関しての転用ということで、この土地だけを確認しておりますので、その他、農地所有されてるかどうかまでは確認しておりません。

14番 　　この土地は宅地にかわるということ、それとも地目そのままののかな。

事務局 　　はい。露天駐車場でございますので、転用後は雑種地という形になります。

14番 　　宅地になるの。

事務局 　　雑種地という形になります。

14番 　　もとに戻るといえることはないわな。

事務局 　　基本的には転用申請が出ておりますので、転用後、速やかに目的どおりに転用されれば、当然地目は雑種地に変わるといえることになります。

14番 　　もう一つは、それはそれでいいけど、この人、これ一つやったら農業者としての権利はなくなるわな。

事務局 　　この方の農地の所有状況等、ちょっと確認はしておりませんので、農家資格あるかないかというのはわかりません。

14番 　　これだけやったら、なくなるわな。

事務局 　　これだけであれば、もちろんなくなります。以上です。

14番 　　また、調べて教えて。

事務局 　　はい、わかりました。

会 長 　　それでは、ただいまの件については事務局で調査して御返事してください。

ほかにございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと意見を附して知事に送付いたします。

14番
会長

それで、よろしゅうございますか。

はい、結構です。

そのようにお願いいたします。

事務局

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について農地を農地以外の用途に転用するため、これら所有権移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、若樫町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、若樫町で、地目は畑、面積は376平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満でありますので2種農地と判断いたします。

転用目的は資材置場で、譲受人は、造園業を営む法人であり、現在使用している資材置場を返却するに当たり、事業所に近接する申請地を、造園業に使用する材料などを置く露天資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は休耕地であり、譲受人の事務所の前の旧170号線を隔てた北側に位置している。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

譲受人とは面談し、譲渡人とは電話にて確認したところ、申請書の内容に間違いはなく許可後速やかに農地を転用し登記地目を変更するとのこと、調査の結果許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会長

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を附して知事に送付いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものとする。

事務局	<p>議案第4号、番号1、坪井町の物件について、事務局の説明を求めます。 事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書9ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は坪井町で、地目は畑、1筆、面積は、998平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の辻畑委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で野菜栽培をする予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号、番号1については、このとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。</p> <p>11ページを御参照ください。</p> <p>12ページ 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用6件を専決により受理したので報告する。</p> <p>13ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、14ページ 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するためこれらの所有権移転1件を専決により受理したので報告する。</p> <p>15ページを御参照ください。</p> <p>以上で、本日予定されました議案は終了いたしました。</p>

閉会時間 14時47分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員